

介護老人保健施設契約書

社会医療法人 禎心会
介護老人保健施設 ら・ぱーす

介護老人保健施設 契約書

様（以下、「利用者」といいます）と社会医療法人禎心会介護老人保健施設ら・ぱーす（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う介護老人保健施設サービスについて次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し介護保険法の主旨に従って、介護老人保健施設サービスを提供し、利用者は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 上記の契約期間満了日の7日前までに、利用者から事業者に対し契約終了の申し出がない場合は、事業者は利用者に対し契約更新の意思を確認し、かつ利用者が要介護認定の更新で要介護者（要介護1から要介護5）と認定された場合、契約は更新されるものとします。
- 3 身元引受人に変更があった場合は、新たに契約します。

第3条（施設サービス計画）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員によって行います。

- 1 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者・身元引受人の意向を踏まえた上で、介護老人保健施設サービスの目標及びその達成期間、サービスの内容・サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。
- 2 利用者の状態の評価を定期的に行い、状態の変化等に応じて施設サービス計画を変更します。要介護認定区分変更申請時に必要な対応をします。
- 3 施設サービス計画の作成又は変更に際しては、その内容を利用者・身元引受人に説明し同意を得た上で決定します。

第4条（要介護認定の申請に係る援助）

- 1 事業者は、利用者が要介護認定の更新・申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合に要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

第5条（サービスの提供の記録等）

- 1 事業者は、サービスを提供した際は、あらかじめ定めた「サービス提供記録書」等の書面に必要事項を記入し、この契約終了後2年間保管します。
- 2 利用者は、当該利用者に関する第1項の「サービス提供記録書」を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項の「サービス提供記録書」の複写物の交付を受けることができます。

第6条（身体拘束の禁止）

- 1 事業者は、サービス提供にあたり身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行いません。但し、利用者・他の利用者等の生命及び身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 2 前項の但し書きの規定に基づき身体拘束等の行為を行う場合には、当施設の医師が、その状態等緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。また、事業者は身体拘束廃止委員会の決定に基づき、利用者・身元引受人に対し当該行為が必要となった理由を説明し同意を得て行うこととします。

第7条（虐待予防・虐待対応等）

- 1 事業者は、利用者の人権擁護や虐待防止のため、指針を定め、委員会設置や定期的な研修等防止体制を整備します。
- 2 サービス提供等に虐待事案が発生した場合、事業者は速やかに行政機関に報告し、利用者に対し必要な措置を行います。

第8条（利用料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として「重要事項説明書」に定める「利用者負担金一覧表」の料金をもとに計算された月毎の合計額を支払います。
- 2 事業者は、前項により計算された利用料金を請求書に明細を付け、翌月の10日以降に利用者へに通知します。
- 3 利用者は、前項により請求された金額を請求書受領後月末までに支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは利用者に対し領収書を発行します。
- 5 事業者は、契約期間中、介護保険法等の法令改正により利用者負担金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合には、事業者は法令改正後速やかに利用者に対し改定の施行時期及び改定後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。

第9条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して14日間の予告期間をおいて通知することによりこの契約を解約することができます。
- 2 次の事由に該当した場合、事業者は利用者に対し30日の予告期間をおいて通知することによりこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス料金の支払いが正当な理由がなく3ヶ月以上遅滞し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合。
 - ② 利用者が事業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
 - ③ 利用者や身元引受人等家族より、肉体的、精神的暴力及びセクシャルハラスメントを受けた場合
 - ④ やむを得ない理由により施設を閉鎖又は縮小する場合。
- 3 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が要介護認定の更新で非該当（自立）又は要支援と認定された場合。
 - ② 利用者が介護保険施設サービス提供の必要性がなくなった場合。
 - ③ 利用者が他の介護保険施設等又は医療機関に入所・入院した場合。

- ④ 利用者が死亡した場合。

第10条（退所時の援助）

事業者は、契約が終了し利用者が退所する際には、利用者・家族の希望にそって、利用者が退所後におかれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

第11条（秘密保持及び個人情報の保護）

- 1 事業者とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する事を「個人情報の利用目的」のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。
 - ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所・地域包括支援センター等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

第12条（緊急時の対応）

- 1 事業者は、医師の判断により緊急に受診を必要と認める場合、協力病院に搬送する事があります。利用者の健康状態が急変・悪化した場合等においては、身元引受人に対し速やかに連絡します。
- 2 緊急に入所が必要となった場合、当施設で協議の上迅速に対応します。

第13条（相談・苦情）

- 1 事業者は、利用者からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、施設の設備又はサービスに関する利用者の要望・苦情に対し、迅速に対応します。
- 2 事業者は、利用者が苦情の申し立てをしたことにより、何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

第14条（身元引受人）

- 1 身元引受人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の債務につき、本人と連携して賠償の責（上限50万円）を連帯保証します。
- 2 身元引受人は、届出ている住所に変更があったときは、事業者はその旨を通知するものとします。

第15条（損害賠償）

- 1 事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・心身・財産に損害を与えた場合はその損害を賠償します。但し、自らの責めに帰すべき事由による場合はこの限りではありません。
- 2 自らの責めに帰すべき事由によって、当事業者が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して当事業者に対してその損害を賠償するものとします。

第16条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることにあらかじめ合意します。

第17条（本契約に定めのない事項）

- 1 この契約及び介護保険法令の関係法令で定められていない事項については、介護保険法その他関係法令の主旨を尊重し、利用者と事業者の協議により定めます。
- 2 この契約書は介護保険法に基づくサービスを対象としたものです。
それ以外のサービスを利用者が希望する場合は、別途契約が必要となります。

介護老人保健施設サービスについて説明を受け同意した上、契約いたします。

尚、本書2通を作成し、利用者・事業者双方の記名・押印の上、各1通ずつ保有することとします。

契約締結日 令和 年 月 日

利 用 者

<住 所> _____

<氏 名> _____ 印

（署名代行者 _____）（続柄 _____）

身元引受人

<住 所> _____

<氏 名> _____ 印

<続 柄> _____

事 業 者

<住 所> 札幌市北区篠路町上篠路6番286 _____

<事業者名> 社会医療法人禎心会 介護老人保健施設ら・ぱーす _____

<電話番号> （011）774-1131 _____

<管 理 者> 施設長 佐久間 伸子 _____ 印

介護老人保健施設重要事項説明書

1 施設の概要

介護保険指定番号 0150280097
開設年月日 平成17年5月1日
施設名 社会医療法人禎心会 介護老人保健施設ら・ぱーす
所在地 札幌市北区篠路町上篠路6番286
電話番号 011-774-1131
FAX番号 011-774-1818
管理者 佐久間 伸子

2 施設の職員体制(令和4年10月1日現在)

職 種	必置数(常勤換算)	業務内容
管 理 者	1名	施設管理業務(医師と兼務)
医 師	1名以上	利用者などの医学的管理
看 護 職 員	7.7名以上	看護業務
介 護 職 員	18.3名以上	介護業務
理学・作業療法士 ・言語聴覚士	4名以上	リハビリテーション業務
管理栄養士	1名	栄養管理
介護支援専門員	1名以上	施設サービス計画の作成
支援相談員	1名以上	相談業務
事 務 員	若干名	事務管理
その他の職員	若干名	その他の補助業務

3 施設の設備概要

区 分	規 模	備 考
定 員	80名	8ユニット(1ユニット10名定員)
居 室	ユニット型個室	全室個室

4 施設の方針

- ・介護老人保健施設は、介護を必要とする利用者に施設サービス計画に基づいて、療養上の管理・看護・医学的管理の下における介護、機能訓練等必要な医療を行い、自立した日常生活を営むことが出来るようにするとともに居宅における復帰を目的とします。
- ・利用者の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立ちサービスの提供に努めます。
- ・地域や家庭との結びつきを重視した運営を行います。

5 施設の内容

(1) 施設サービス計画の作成

介護支援専門員

施設サービス計画は、利用者及び家族の希望、把握された解決すべき課題を医師や他の職員と協議の上、サービス目標とその達成期間、内容・サービスを提供する上で留意すべき事項を盛り込んだ施設サービス計画の原案を作成します。作成後においても実施状況と解決すべき課題を把握し必要において計画の変更を行います。施設サービス計画は利用者及び家族に対して説明し同意後交付します。

(2) 食事の提供

利用者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮し適切な時間に行います。食事は利用者の自立の支援に配慮して食堂で行われるようにします。管理栄養士は栄養管理、栄養ケアマネジメント等栄養状態の管理を行います。

(3) 医学的管理下における看護及び介護

- ・利用者の自立支援と日常生活に資するよう、病状及び心身の状況に応じ適切な技術をもって行います。
- ・入浴は週2回適切な方法で行います。但し、状況に応じ入浴が出来ない場合は清拭対応します。
- ・病状及び心身の状況に応じ、適切な方法で排泄の自立に必要な援助を行います。
- ・必要に応じオムツを適切に交換します。
- ・褥瘡が発生しないように適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備します。
- ・着替え、整容、その他の日常生活上の世話を適切に行います。

(4) リハビリテーション

利用者の心身の機能維持・回復を図り、日常生活の自立を援助し、必要に応じ理学療法・作業療法・言語療法を計画的に行います。

(5) 生活相談

利用者及び家族との連絡調整を図り、安心して生活できる環境を整備します。

(6) 理美容サービス

月に2週間程度、施設内で実施します。

(7) 行事・レクリエーション

計画的に行事やレクリエーションを行います。

(8) 行政手続きの代行

(9) その他

6 利用者負担金

(1) 利用者負担金については別紙のとおり定めます。

(2) 毎月10日以降に前月の請求をいたしますので月末までに、下記のいずれかの方法でお支払ください。

- ・口座からの自動引落
- ・金融機関への振込
- ・窓口での現金支払い

7 施設利用にあたっての留意事項

- ・施設利用中の食事 特段の事情がない限り、利用者は医師の指示のもと管理栄養士が栄養状態を管理しているため、原則食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・面会時間 9時から20時までです。面会簿に記入の上、面会してください。

- ・外出・外泊 管理者の許可によります。
- ・所持品の持ち込み 居室への備品を持ち込む場合は職員にお申し出ください。備品によっては持ち込みを制限させていただく場合がございます（チェスト・椅子等の大型備品）。所持品の紛失・破損については一切責任を負いかねますのでご了承ください。
- ・施設内備品 施設の設備・備品に関しては大切にお取り扱いいただきますようお願いいたします。紛失・破損があった場合、状況によっては弁償していただく場合がございます。
- ・貴重品 貴重品や多額の現金の持ち込みはご遠慮ください。紛失に関する責任は一切負いかねます。事情により多額の現金を持参される場合は、お申し出により施設内金庫でお預かりいたします。預かり金管理料は別表をご参照ください。
- ・医療機関の受診 入所中に医療機関を受診する際は、当施設の医師からの紹介が必要になりますので必ず事前にご相談ください。
- ・飲酒 入所中の飲酒は管理者の許可が必要です。
- ・喫煙 健康増進法により敷地内全面禁煙です。
- ・設備器具 使用上の注意を守り、故障の際は速やかにお申し出ください。
- ・宗教活動 一切の活動を禁止します。
- ・政治活動 一切の活動を禁止します。

8 協力医療機関及び連携体制

- ・施設内で対応可能な医療範囲を超えた場合及び利用者の状態が急変した際は、医師の指示により協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保します
- ・1年に1回以上、協力医療機関との間で入所者の病状急変が生じた場合等の対応の確認します
- ・入所者における新興感染症発生時等に感染者の診療等を迅速に対応できる体制を構築しておくため、協力医療機関と連携し新興感染症発生時の対応の取り決めます

《協力医療機関》

名称 社会医療法人禎心会 札幌禎心会病院
 住所 札幌市東区北33条東1丁目3番1号
 電話 (代表) 011-712-1131

《協力歯科医院》

名称 ルシート歯科 矯正歯科クリニック
 住所 札幌市東区北22条東16丁目2番30 プレシャスレジデンス102号
 電話 (代表) 011-792-7777

9 非常災害、感染症対策

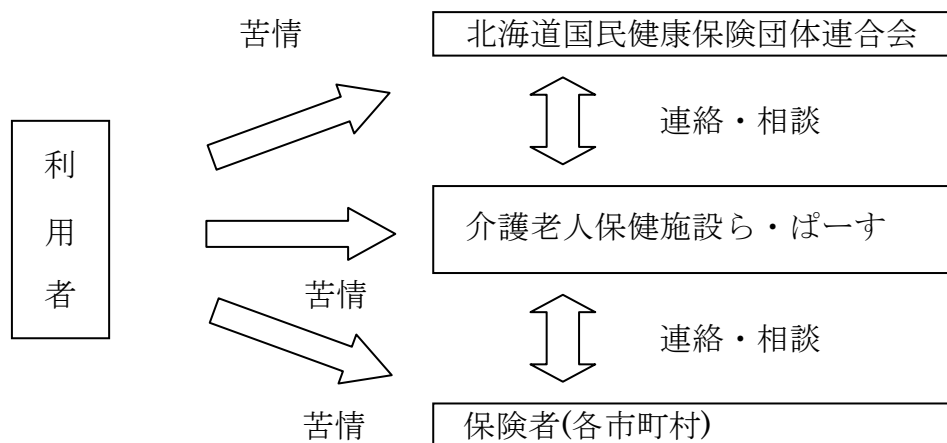
- ・業務継続計画（BCP）に基づいて非常災害や感染症に対して対策を行います。
- ・感染症のまん延状況により面会制限や外出・外泊の自粛をお願いすることがあります。
- ・防災設備としてスプリンクラー・消火器・消火栓・緊急通報システムを設置します。
- ・防災時の対応については、防災・火災訓練を年2回行います。
- ・防災設備の点検は法令に従います。

10 サービスの内容に関する苦情・相談

提供された介護サービスに関して相談や苦情がある場合は、
当施設支援相談員（担当： ）（電話 011-774-1131）ほか国民健康保険
団体連合会（電話 011-231-5175）又は保険者（各市町村）まで連絡ください。

受付時間 平日 9：00～17：15

《サービスに対する苦情への対応手順》



苦情処理の流れ

- ① 苦情・相談の受付とその内容の記録
- ② 問題点・対応策の検討
- ③ 対応策の事項（施設サービス計画の変更、サービス提供の改善・連絡調整）
- ④ 対応策実行後の結果の確認
- ⑤ 相談者への結果報告
- ⑥ 苦情処理の結果の記録、管理者への報告
- ⑦ サービス提供体制の改善提供

11 ハラスメント対応

- ・職員間でハラスメント対策の研修会を開催します。
- ・職員から利用者・ご家族に以下のような行動がある場合は管理者までご連絡ください。
- ・利用者・ご家族より以下のような行動がある場合には、管理者への報告を義務付けております。その後、管理者よりご連絡をさせていただき、話し合いの元（必要時弁護士等と相談）1 カ月間の予告期間を持ち、サービス提供の停止、契約解除とさせていただく場合があります。

- 1) 身体的暴力：身体的な力を使って危害を及ぼす行為。
 - ① 物を投げつける
 - ② たたく、蹴る。それと同様に見える行為
 - ③ つばを吐く等その他
- 2) 精神的暴力：個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為。
 - ① 大声で怒鳴る
 - ② 威圧的な態度での言動
 - ③ 合意ない監視カメラの設置
 - ④ 無視をする
 - ⑤ 人格を侮辱するような言動

等その他

3) セクシャルハラスメント：意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。

- ① 不必要に体に触る行為
- ② 卑猥な写真や雑誌を見せる
- ③ 卑猥な言動

等その他

1 2 緊急時の対応

- ・事業者は、医師の判断により受診を必要と認める場合、協力医療機関での診療をすることがあります。
- ・利用者の健康状態が急変した場合等においては、身元引受人等に対し速やかに連絡します。

1 3 事故発生時の対応

- ・事故が発生した場合は、利用者の家族・市町村等に連絡し、必要な措置を講じます。
- ・サービスの提供にあたって利用者の生命・心身・財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償します。但し、自らの責めに帰すべき事由による場合はこの限りではありません。

1 4 高齢者虐待についての対応

- ・虐待事案が発生した場合は、利用者の家族・市町村等に連絡し、必要な措置を講じます。
- ・必要に応じ、関係各機関と連携し成年後見制度について提案を行います。

1 5 掲示（書面掲示）

- ・運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力医療機関、利用料、苦情の相談窓口、その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を施設内に掲示します。
- ・サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない運営に関する重要事項については、社会医療法人禎心会と協議の上定めます。
- ・事業所の運営規定の概要等の重要事項等について、書面掲示をに加え法人ホームページ等又は情報公表システム上に掲載・公表します

1 6 委員会の設置

- ・介護現場における生産性向上に資する取り組みの促進の観点から、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策のための委員会を設置します

上記の重要事項説明書について施設職員（職名：支援相談員）から説明を受け同意いたします。

令和 年 月 日

利 用 者

<住 所> _____

<氏 名> _____

(署名代行者) (続柄)

事 業 者

<住 所> 札幌市北区篠路町上篠路6番286 _____

<事業者名> 社会医療法人禎心会 介護老人保健施設ら・ぱーす _____

<電話番号> (011) 774-1131 _____

<管 理 者> 施設長 佐久間 伸子 _____

個人情報の利用目的

介護老人保健施設ら・ぱーすでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所・地域包括支援センター（介護予防支援事業所）等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －行政の開催する地域ケア会議、ケース会議
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

私、及び私の家族の個人情報については、その利用目的に対しての説明を受け、その範囲で
使用することを同意します。

令和 年 月 日

利用者

<住 所>

<氏 名>

(署名代行者) (続柄)

家 族

<住 所>

<氏 名>

＜続 柄＞

介護老人保健施設(入所) 利用者負担金一覧表

利用者の方からいただく負担額は次表のとおりとなります。
なお、(2)の費用が必要となる場合、事前に説明の上、利用者の同意を得ることとしています。

(1)介護報酬に係る利用者負担金

	要介護度	基本単位	1割負担	2割負担	3割負担	備考
			※1			
基本型	要介護1	802	869円	1,738円	2,607円	1日につき
	要介護2	848	919円	1,838円	2,756円	
	要介護3	913	989円	1,978円	2,966円	
	要介護4	868	940円	1,880円	2,820円	
	要介護5	1018	1,103円	2,205円	3,307円	
在宅強化型	要介護1	876	950円	1,899円	2,848円	1日につき
	要介護2	952	1,032円	2,063円	3,094円	
	要介護3	1018	1,103円	2,205円	3,307円	
	要介護4	1077	1,167円	2,333円	3,499円	
	要介護5	1130	1,224円	2,448円	3,672円	

その他の加算	単 位	1割負担	2割負担	3割負担	備考
		※1			
夜勤職員配置加算	24	27円	53円	79円	1日につき
短期集中リハビリ加算Ⅰ	258	280円	560円	840円	1日につき 入所日から3ヶ月以内
認知症短期集中リハビリ加算Ⅰ	240	260円	519円	779円	1日につき 週3日間限度 入所日から3ヶ月以内
認知症短期集中リハビリ加算Ⅱ	120	130円	260円	390円	1日につき 週3日間限度 入所日から3ヶ月以内
若年性認知症受入加算	120	130円	260円	390円	1日につき 65歳未満の認知症の方が対象
在宅復帰在宅療養支援機能加算Ⅰ	51	55円	110円	165円	1日につき
在宅復帰在宅療養支援機能加算Ⅱ	51	55円	110円	165円	1日につき
外泊時費用	362	393円	785円	1,178円	1日につき 月6日間を限度
外泊時費用(在宅サービスを利用)	800	866円	1,732円	2,598円	1日につき 月6日間を限度
ターミナルケア加算1	72	78円	156円	234円	1日につき 死亡日以前31日以上45日以下
ターミナルケア加算2	160	174円	347円	520円	1日につき 死亡日以前4日以上30日以下
ターミナルケア加算3	910	986円	1,972円	2,957円	1日につき 死亡日以前2日又は3日
ターミナルケア加算4	1900	2,058円	4,115円	6,173円	1日につき 死亡日
初期加算Ⅰ	60	65円	130円	195円	1日につき 入所日から30日以内
初期加算Ⅱ	30	33円	65円	98円	1日につき 入所日から30日以内
退所時栄養情報連携加算	70	76円	152円	228円	1回限り
再入所時栄養連携加算	200	217円	434円	651円	1回限り
入所前後訪問指導加算Ⅰ	450	488円	976円	1,464円	入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に1回
入所前後訪問指導加算Ⅱ	480	521円	1,041円	1,561円	入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に1回
試行的退所時指導加算	400	433円	866円	1,299円	1回限り
退所時情報提供加算Ⅰ	500	542円	1,083円	1,625円	1回限り
退所時情報提供加算Ⅱ	250	271円	542円	813円	1回限り
入退所前連携加算(Ⅰ)	600	650円	1,300円	1,950円	1回限り
入退所前連携加算(Ⅱ)	400	433円	866円	1,299円	1回限り
訪問看護指示加算	300	325円	649円	974円	1回限り
協力医療機関連携加算(1)	100	109円	217円	326円	1月につき
協力医療機関連携加算(2)	5	5円	10円	15円	1月につき
経口移行加算	28	31円	61円	92円	1日につき
経口維持加算Ⅰ	400	433円	866円	1,299円	1月につき
経口維持加算Ⅱ	100	109円	217円	326円	1月につき
口腔衛生管理加算Ⅰ	90	98円	195円	292円	1月につき
口腔衛生管理加算Ⅱ	110	119円	238円	356円	1月につき
療養食加算	6	6円	12円	18円	1食につき 3食18円(1割負担の場合)
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰイ	140	153円	305円	457円	退所時1回限り
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰロ	70	76円	152円	228円	退所時1回限り
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅱ	240	260円	519円	779円	退所時1回限り
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅲ	100	109円	217円	326円	退所時1回限り
緊急時治療管理	518	561円	1,122円	1,683円	1日につき 1月に1回 連続する3日間を限度
所定疾患施設療養費Ⅰ	239	259円	517円	776円	1日につき 1月に1回 連続する7日間を限度
所定疾患施設療養費Ⅱ	480	521円	1,041円	1,561円	1日につき 1月に1回 連続する10日間を限度
認知症専門ケア加算Ⅰ	3	3円	6円	9円	1月につき
認知症専門ケア加算Ⅱ	4	4円	8円	12円	1月につき
認知症チームケア推進加算Ⅰ	150	163円	325円	487円	1月につき
認知症チームケア推進加算Ⅱ	120	130円	260円	390円	1月につき
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	217円	434円	651円	1日につき 入所日から起算し7日間を限度

リハビリテーションマネジメント計画提出料加算Ⅱ	33	36円	71円	107円	1月につき
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3	3円	6円	9円	1月につき
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	13	15円	29円	43円	1月につき
排泄支援加算Ⅰ	10	12円	23円	34円	1月につき
排泄支援加算Ⅱ	15	17円	33円	49円	1月につき
排泄支援加算Ⅲ	20	22円	43円	64円	1月につき
自立支援推進加算	300	325円	649円	974円	1月につき
科学的介護推進体制加算Ⅰ	40	44円	88円	131円	1月につき
科学的介護推進体制加算Ⅱ	60	65円	130円	195円	1月につき
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	10	12円	23円	34円	1月につき
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	5	5円	10円	15円	1月につき
新興感染症等施設療養費	240	260円	519円	779円	1日につき 5日間を限度
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10	12円	23円	34円	1月につき
安全対策体制加算	20	22円	43円	64円	1回限り
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	24円	47円	70円	1日につき 介護福祉士80%以上、10年以上勤務35%のいずれか
介護職員処遇改善加算Ⅰ	※2				1日につき
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	※3				1日につき
介護職員等ベースアップ等支援加算	※4				1日につき

- ※1 上記の概算負担額は介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算を含み、地域加算単価10.14円より算出
- ※2 介護報酬総単位の39/1,000に相当する単位数
- ※3 介護報酬総単位の21/1,000に相当する単位数
- ※4 介護報酬総単位の8/1,000に相当する単位数
- ※集計時には端数処理分などにより変動する場合があります。

(2)運営基準(厚生労働省令)で定められた「その他の日常生活費」・その他の任意サービス

項 目		用 途	提 供 数	金 額
日用品費	タオル(小)	洗顔	1枚／1日 60円	150円(セット)
	おしぼり	日常	3本／1日 120円	
貸し出しパジャマ	パジャマ(上・下)	日常	1日	80円
教養娯楽費	作業活動・クラブ活動等の材料費			実費

項 目		金 額	項 目	金 額
理美容サービス(1回につき)	カット・顔そり	2,100円	毛染めのみ(シャンプー込)	4,000円
	カットのみ	1,900円	パーマ・毛染め	9,500円
	顔そりのみ	1,100円	(カット・顔そり・シャンプー込)	
	パーマ (カット・顔そり・シャンプー込)	5,800円	ブローのみ	900円
	パーマのみ(シャンプー込)	4,500円	シャンプー	+310円
	毛染め (カット・顔そり・シャンプー込)	4,700円	居室・ベッドサイド での施術	別途200円

項 目	備 考	金 額
趣向代	利用者の希望によって購入した場合	実費
行事代	利用者の希望によって購入した場合	実費
特別な食事代	利用者の希望によって提供した場合	実費
テレビ	1日	130円
冷蔵庫	1日	100円
家庭電化製品電気使用料	1日(扇風機・電気毛布等)	30円
洗濯サービス	ネット大	650円
	ネット小	400円
預かり金管理料	1日	30円
診断書	老人ホーム入所用診断書・生命保険診断書等	3,300円
	身体障害者手帳診断書・障害年金診断書	5,500円
	死亡診断書	5,500円
証明書	入所証明書、その他の証明書	2,200円
	領収証再発行	550円
療養情報開示にかかる費用	記録の謄写等	実費

(3)「国が定める利用者負担限度額段階(食費・居住費)」に該当する利用者等の負担額

負担額一覧表(1日当たりの利用料)

	特定入所者介護サービス費	
	食費	ユニット型個室居住費
利用者負担第1段階	300円	820円
利用者負担第2段階	390円	820円
利用者負担第3段階①	650円	1,310円
利用者負担第3段階②	1,360円	1,310円
利用者負担第4段階	1,445円	2,006円